

令和6年第3回

多摩市議会定例会議案

多摩市

多摩市告示第 4 2 5 号

令和 6 年第 3 回多摩市議会定例会を下記のとおり招集する。

令和 6 年 8 月 1 9 日

多摩市長 阿 部 裕 行

記

1 日 時 令和 6 年 9 月 2 日（午前 1 0 時）

2 場 所 多摩市役所議場

令和5年度 多摩市継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計画					実績					比較				
				年割額	左の財源内訳				支出済額	左の財源内訳				年割額と 支出済額の 差	左の財源内訳			
					特定財源			一般財源		特定財源			一般財源		特定財源			一般財源
					国都支出金	地方債	その他			国都支出金	地方債	その他			国都支出金	地方債	その他	
02 総務費	01 総務管理費	財産管理経費 (旧多摩ニュータウン 事業本部用地建物 等解体工事)	4	円 125,400,000	円 0	円 110,000,000	円 0	円 15,400,000	円 125,400,000	円 0	円 110,000,000	円 0	円 15,400,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
			5	191,928,000	0	172,000,000	0	19,928,000	191,928,000	0	172,000,000	0	19,928,000	0	0	0	0	0
			計	317,328,000	0	282,000,000	0	35,328,000	317,328,000	0	282,000,000	0	35,328,000	0	0	0	0	0
08 土木費	02 道路橋りよう 費	道路整備事業 (市道5-35号歩線 道路改良工事)	3	170,300,000	0	100,000,000	0	70,300,000	170,300,000	0	100,000,000	0	70,300,000	0	0	0	0	0
			4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			5	329,700,000	0	0	100,000,000	229,700,000	328,932,800	0	0	100,000,000	228,932,800	767,200	0	0	0	767,200
			計	500,000,000	0	100,000,000	100,000,000	300,000,000	499,232,800	0	100,000,000	100,000,000	299,232,800	767,200	0	0	0	767,200
		道路整備事業 (市道4-11・4-2 6号歩線道路改良工 事)	4	96,000,000	11,758,000	0	0	84,242,000	56,300,000	0	0	0	56,300,000	39,700,000	11,758,000	0	0	27,942,000
			5	47,000,000	6,000,000	0	0	41,000,000	86,670,300	57,218,000	0	0	29,452,300	△ 39,670,300	△ 51,218,000	0	0	11,547,700
			計	143,000,000	17,758,000	0	0	125,242,000	142,970,300	57,218,000	0	0	85,752,300	29,700	△ 39,460,000	0	0	39,489,700
		橋りよう維持管理経 費 (桜橋耐震補強工 事)	4	132,200,000	49,650,000	0	0	82,550,000	65,900,000	0	0	0	65,900,000	66,300,000	49,650,000	0	0	16,650,000
			5	35,970,000	0	0	0	35,970,000	102,049,100	79,650,000	0	0	22,399,100	△ 66,079,100	△ 79,650,000	0	0	13,570,900
			計	168,170,000	49,650,000	0	0	118,520,000	167,949,100	79,650,000	0	0	88,299,100	220,900	△ 30,000,000	0	0	30,220,900
	03 都市計画費	公園整備事業 (諏訪北公園改修工 事)	4	68,796,000	0	0	37,000,000	31,796,000	68,796,000	0	0	25,000,000	43,796,000	0	0	0	12,000,000	△ 12,000,000
			5	109,646,000	11,718,000	30,000,000	5,000,000	62,928,000	109,630,601	18,562,000	30,000,000	5,000,000	56,068,601	15,399	△ 6,844,000	0	0	6,859,399
			計	178,442,000	11,718,000	30,000,000	42,000,000	94,724,000	178,426,601	18,562,000	30,000,000	30,000,000	99,864,601	15,399	△ 6,844,000	0	12,000,000	△ 5,140,601

款	項	事業名	年度	全体計画					実績					比較				
				年割額	左の財源内訳				支出済額	左の財源内訳				年割額と 支出済額 の差	左の財源内訳			
					特定財源			一般財源		特定財源			一般財源		特定財源			一般財源
					国都支出金	地方債	その他			国都支出金	地方債	その他			国都支出金	地方債	その他	
10 教育費	02 小学校費	小学校施設整備事業 (聖ヶ丘小学校改修 工事監理業務委託 料)	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			4	16,300,000	0	0	0	16,300,000	16,200,000	0	0	0	16,200,000	100,000	0	0	0	100,000
			5	9,000,000	0	0	0	9,000,000	9,100,000	0	0	0	9,100,000	△ 100,000	0	0	0	△ 100,000
			計	25,300,000	0	0	0	25,300,000	25,300,000	0	0	0	25,300,000	0	0	0	0	0
		小学校施設整備事業 (聖ヶ丘小学校改修 工事)	3	126,437,000	40,637,000	85,800,000	0	0	0	0	0	0	0	126,437,000	40,637,000	85,800,000	0	0
			4	602,556,000	40,585,000	30,000,000	0	531,971,000	628,400,000	374,365,000	45,000,000	0	209,035,000	△ 25,844,000	△ 333,780,000	△ 15,000,000	0	322,936,000
			5	146,794,000	0	0	0	146,794,000	247,387,000	175,488,000	22,000,000	0	49,899,000	△ 100,593,000	△ 175,488,000	△ 22,000,000	0	96,895,000
			計	875,787,000	81,222,000	115,800,000	0	678,765,000	875,787,000	549,853,000	67,000,000	0	258,934,000	0	△ 468,631,000	48,800,000	0	419,831,000
	03 中学校費	中学校施設整備事業 (鶴牧中学校改修工 事実施設計業務委 託料)	4	7,846,000	0	0	0	7,846,000	6,900,000	0	0	0	6,900,000	946,000	0	0	0	946,000
			5	16,343,000	0	0	0	16,343,000	16,353,230	0	0	0	16,353,230	△ 10,230	0	0	0	△ 10,230
			計	24,189,000	0	0	0	24,189,000	23,253,230	0	0	0	23,253,230	935,770	0	0	0	935,770
	06 保健体育費	スポーツ施設管理運 営費 (諏訪北公園野球場 及び庭球場改修工 事)	4	58,604,000	0	0	26,000,000	32,604,000	58,604,000	0	0	18,000,000	40,604,000	0	0	0	8,000,000	△ 8,000,000
			5	93,358,000	9,982,000	0	3,000,000	80,376,000	93,343,399	1,185,000	0	3,000,000	89,158,399	14,601	8,797,000	0	0	△ 8,782,399
			計	151,962,000	9,982,000	0	29,000,000	112,980,000	151,947,399	1,185,000	0	21,000,000	129,762,399	14,601	8,797,000	0	8,000,000	△ 16,782,399

令和6年9月2日 提出

多摩市長 阿 部 裕 行

報告第 4 号

健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により算定した令和 5 年度決算に基づく多摩市の健全化判断比率について、監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 2 日

多摩市長 阿 部 裕 行

記

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.67)	— (16.67)	2.9 (25.0)	— (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載している。
- 2 多摩市の早期健全化基準を括弧内に記載している。

報告第 5 号

資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により算定した令和 5 年度決算に基づく多摩市の公営企業の資金不足比率について、監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 2 日

多摩市長 阿 部 裕 行

記

特別会計の名称	資金不足比率 (単位：%)	事業の規模
下水道事業会計	—	2,286,972 千円

備考

- 1 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。
- 2 事業の規模欄には、資金不足額の算定に用いた事業の規模について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成 19 年政令第 397 号）第 17 条第 1 号の規定により事業の規模（営業収益の額から受託工事収益の額を控除した額）を記載している。

第 7 3 号議案

令和 6 年度更新用 G I G A 端末購入契約の締結について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 2 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年多摩市条例第 9 号）第 3 条の規定により議会の議決に付する。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 市内小・中学校において一人 1 台使用する教育用端末の一部を更新するための端末及び付属機器の購入 |
| 2 | 契約の相手方 | 東京都江東区東陽二丁目 3 番 2 5 号
株式会社内田洋行
営業統括グループ取締役上席執行役員
営業統括グループ統括 小柳 諭司 |
| 3 | 契約金額 | 金 5 0 , 2 7 0 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の方法 | 特命随意契約（地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号適用） |

（参考）

- | | | |
|---|--------|--------------------------------|
| 1 | 種類及び数量 | 小学校児童用タブレット及び付属機器 1 , 0 0 0 台分 |
| 2 | 契約期間 | 契約締結の日から令和 7 年 1 月 3 1 日まで |
| 3 | 財 源 | 都補助金及び一般財源 |

第 7 4 号議案

損害賠償の和解について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 2 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

この議案は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定に基づき、提出するものである。

記

1 和解の内容

多摩市と相手方は、令和 2 年度から令和 5 年度までの各年度に締結した多摩市成年後見制度利用者支援事業業務委託契約（以下「本件契約」という。）に関して生じた消費税及び地方消費税の課税誤りについて、以下のとおり和解する。

- (1) 多摩市は、本件契約に関し、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日までの期間に係る消費税、地方消費税、延滞税及び無申告加算税並びに令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの期間に係る消費税及び地方消費税を相手方が納付したことに対する賠償金として、
金 2, 3 1 3, 8 0 0 円の支払義務があることを認める。
- (2) 多摩市は、前号の賠償金を、相手方の指定する預金口座に振り込む方法により、相手方に支払う。なお、振込手数料は、多摩市の負担とする。
- (3) 多摩市と相手方は、本件事案に関して、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務関係がないことを相互に確認する。

2 和解の相手方

東京都多摩市南野

A

3 和解の理由

本件事案に関し相手方が納付した消費税、地方消費税、延滞税及び無申告加算税について、多摩市が相手方に対して既納付額相当額を賠償することで合意が整ったことから、本件和解を締結するものである。

第 7 5 号議案

損害賠償の和解について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 2 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

この議案は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定に基づき、提出するものである。

記

1 和解の内容

多摩市と相手方は、令和 4 年度から令和 5 年度までの各年度に締結した中部高齢者見守り相談窓口事業業務委託契約（以下「本件契約」という。）に関して生じた消費税及び地方消費税の課税誤りについて、以下のとおり和解する。

- (1) 多摩市は、本件契約に関し、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日までの期間に係る消費税、地方消費税、延滞税及び修正申告に伴う税理士費用並びに令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの期間に係る消費税及び地方消費税を相手方が納付したことに対する賠償金として、金 2, 0 8 9, 4 9 7 円の支払義務があることを認める。
- (2) 多摩市は、前号の賠償金を、相手方の指定する預金口座に振り込む方法により、相手方に支払う。なお、振込手数料は、多摩市の負担とする。
- (3) 多摩市と相手方は、本件事案に関して、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務関係がないことを相互に確認する。

2 和解の相手方

東京都杉並区阿佐谷北

A

3 和解の理由

本件事案に関し相手方が納付した消費税及び地方消費税について、多摩市が相手方に対して既支払消費税額と消費税額の差額及び延滞税並びに修正申告に伴う税理士費用を賠償することで合意が整ったことから、本件和解を締結するものである。

第 7 6 号議案

損害賠償の和解について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 2 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

この議案は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定に基づき、提出するものである。

記

1 和解の内容

多摩市と相手方は、令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度に締結した北部高齢者見守り相談窓口事業業務委託契約（以下「本件契約」という。）に関して生じた消費税及び地方消費税の課税誤りについて、以下のとおり和解する。

- (1) 多摩市は、本件契約に関し、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの期間に係る消費税及び地方消費税を相手方が納付したことに対する賠償金として、金 8 7 9 , 0 0 3 円の支払義務があることを認める。
- (2) 多摩市は、前号の賠償金を、相手方の指定する預金口座に振り込む方法により、相手方に支払う。なお、振込手数料は、多摩市の負担とする。
- (3) 多摩市と相手方は、本件事案に関して、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務関係がないことを相互に確認する。

2 和解の相手方

東京都多摩市連光寺

A

3 和解の理由

本件事案に関し相手方が納付した消費税及び地方消費税について、多摩市が相手方に対して既支払消費税額と消費税額の差額を賠償することで合意が整ったことから、本件和解を締結するものである。

第 77 号議案

多摩市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

下記の者を、多摩市教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 6 年 9 月 2 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

多摩市教育委員会教育長の千葉正法氏は、令和 6 年 9 月 30 日をもって任期が満了するので、本案を提出する。

記

氏 名	住 所	生年月日
千葉 正法	東京都町田市	

第 78 号議案

多摩市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を、多摩市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 6 年 9 月 2 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

多摩市固定資産評価審査委員会委員川上俊宏氏は、令和 6 年 10 月 23 日をもって任期が満了するので、本案を提出する。

記

氏 名	住 所	生年月日
川上 俊宏	東京都品川区	

第 7 9 号議案

財産の無償貸付け及び減額貸付けについての議決事項の一部変更
について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 2 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

平成 2 6 年第 2 回多摩市議会定例会において議決を経た財産の無償貸付け及び減額貸付けについて、下記のとおり議決事項を一部変更したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求める。

記

1 貸付けをする財産の表示

(1) 土地

所 在	地 目	地 積（㎡）
東京都多摩市豊ヶ丘六丁目 4 番	学校用地	2 7 , 9 2 4

(2) 建物

名 称	所 在	構造・階層	床面積（㎡）
校舎	東京都多摩市 豊ヶ丘六丁目 4 番	鉄筋コンクリート造 地上 4 階建	3 , 6 4 9
プール専用 付属室		ブロック造地上 1 階建	5 8
体育倉庫		鉄骨造地上 1 階建	5 3

(3) 工作物

名 称	所 在	数 量（箇所）
プール	東京都多摩市豊ヶ丘六丁目 4 番	1

2 貸付期間

変更前 議決のあった日から平成 37 年 3 月 31 日まで

変更後 議決のあった日から令和 8 年 9 月 30 日まで

3 貸付料

変更前

財産の区分	貸付期間	貸付料
土地	議決のあった日から 平成 27 年 3 月 31 日まで	無償
	平成 27 年 4 月 1 日から 平成 37 年 3 月 31 日まで	<u>60,000,000 円</u>
建物	議決のあった日から	無償
工作物	平成 37 年 3 月 31 日まで	無償

変更後

財産の区分	貸付期間	貸付料
土地	議決のあった日から 平成 27 年 3 月 31 日まで	無償
	平成 27 年 4 月 1 日から 令和 8 年 9 月 30 日まで	<u>69,000,000 円</u>
建物	議決のあった日から	無償
工作物	令和 8 年 9 月 30 日まで	無償

4 貸付けの相手方

東京都世田谷区粕谷 2 丁目 23 番 5 号

一般社団法人東京グリーンスポーツリンク

代表者 理事長 鈴木 威

変更の理由

多摩市立南豊ヶ丘小学校跡地の貸付けについて、貸付期間終了後の当該跡地の活用方法を検討する必要があるため、現在、土地について年間 600 万円、建物及び工作物について無償としている貸付条件は変更せず、貸付期間を 1 年 6 か月延長し、令和 8 年 9 月 30 日までに変更するものである。

第 80 号議案

権利の放棄について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 2 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

この議案は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 10 号の規定に基づき、提出するものである。

記

1 権利の内容

児童扶養手当の返還金

児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）に基づき、対象者に支給した手当が遡及して資格喪失となったことにより発生した返還金

2 権利の放棄の相手方

東京都豊島区要町

A

3 権利の放棄の額

金 340,000 円

4 権利の放棄の理由

平成 31 年度に生じた当該債権について、相手方が無資力又はこれに近い状態にあり、今後も弁済することができる見込みがないと認められるため。

第 8 1 号議案

市道路線の廃止について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 2 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定により、下記の路線を廃止する。

記

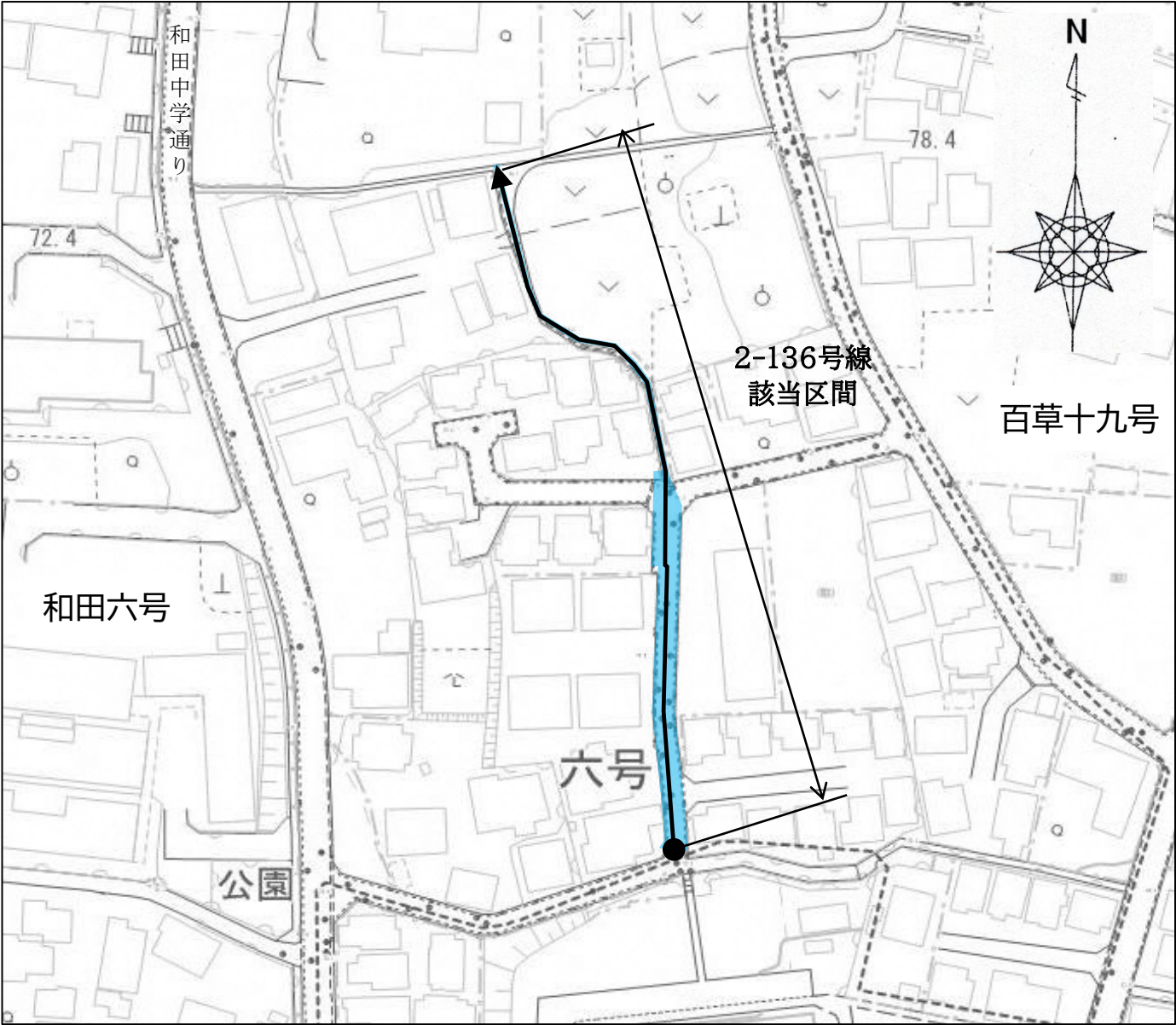
廃止路線

整理 番号	路 線 名	起 点 ・ 終 点		備 考
1	2 - 1 3 6 号 線	起 点	和 田 5 0 5 番 3 地 先	起 点 ・ 終 点 地 番 は 認 定 当 初 の 地 番 で ある。
		終 点	和 田 4 8 9 番 地 先	

令和6年度第2ブロック廃止路線図

案内図

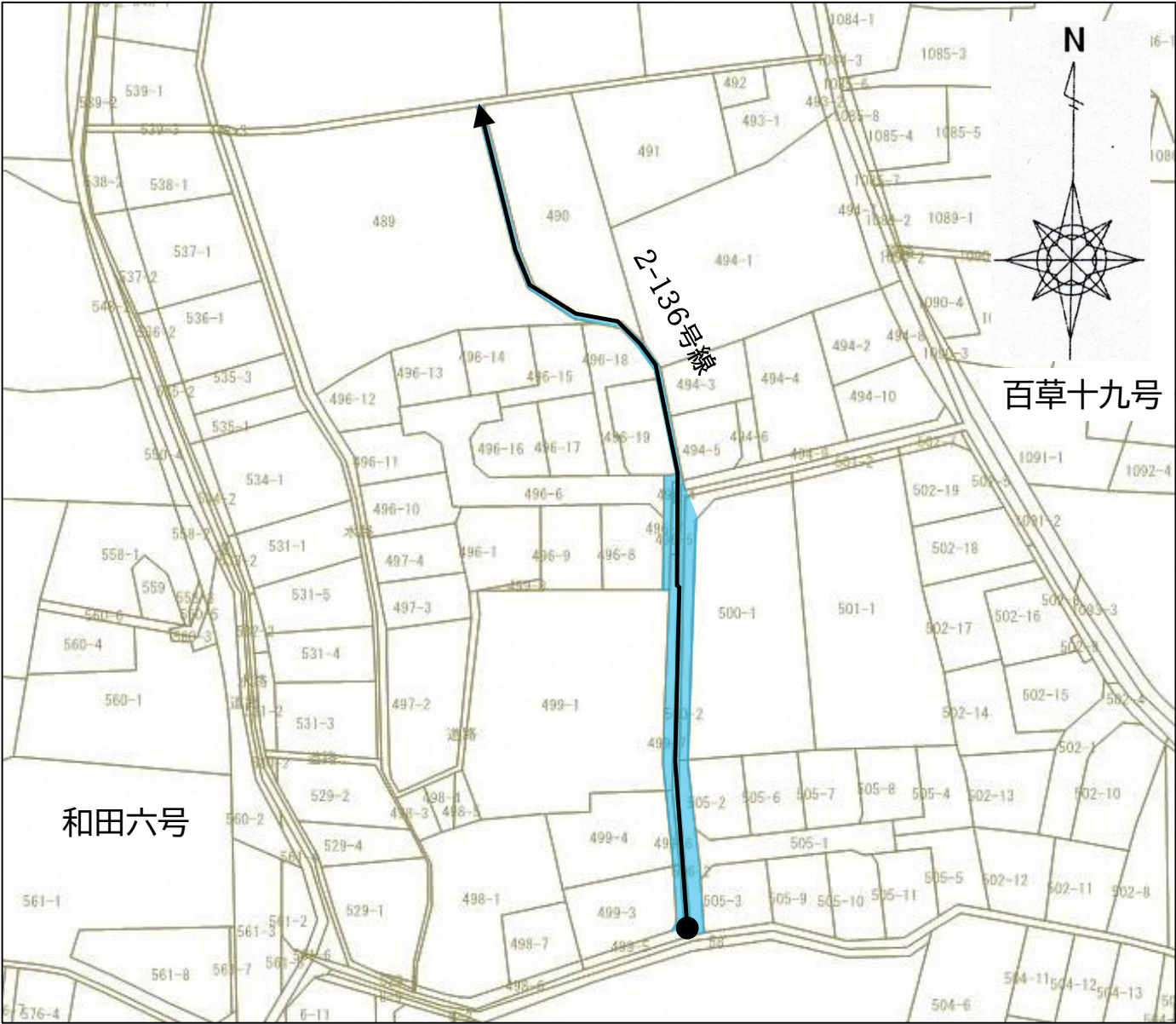
2-136号線



凡	例
起点	
終点	

廃止路線土地所在図

2-136号線



縮尺 1:1000

凡	例
起点	
終点	

第 8 2 号議案

市道路線の認定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 2 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

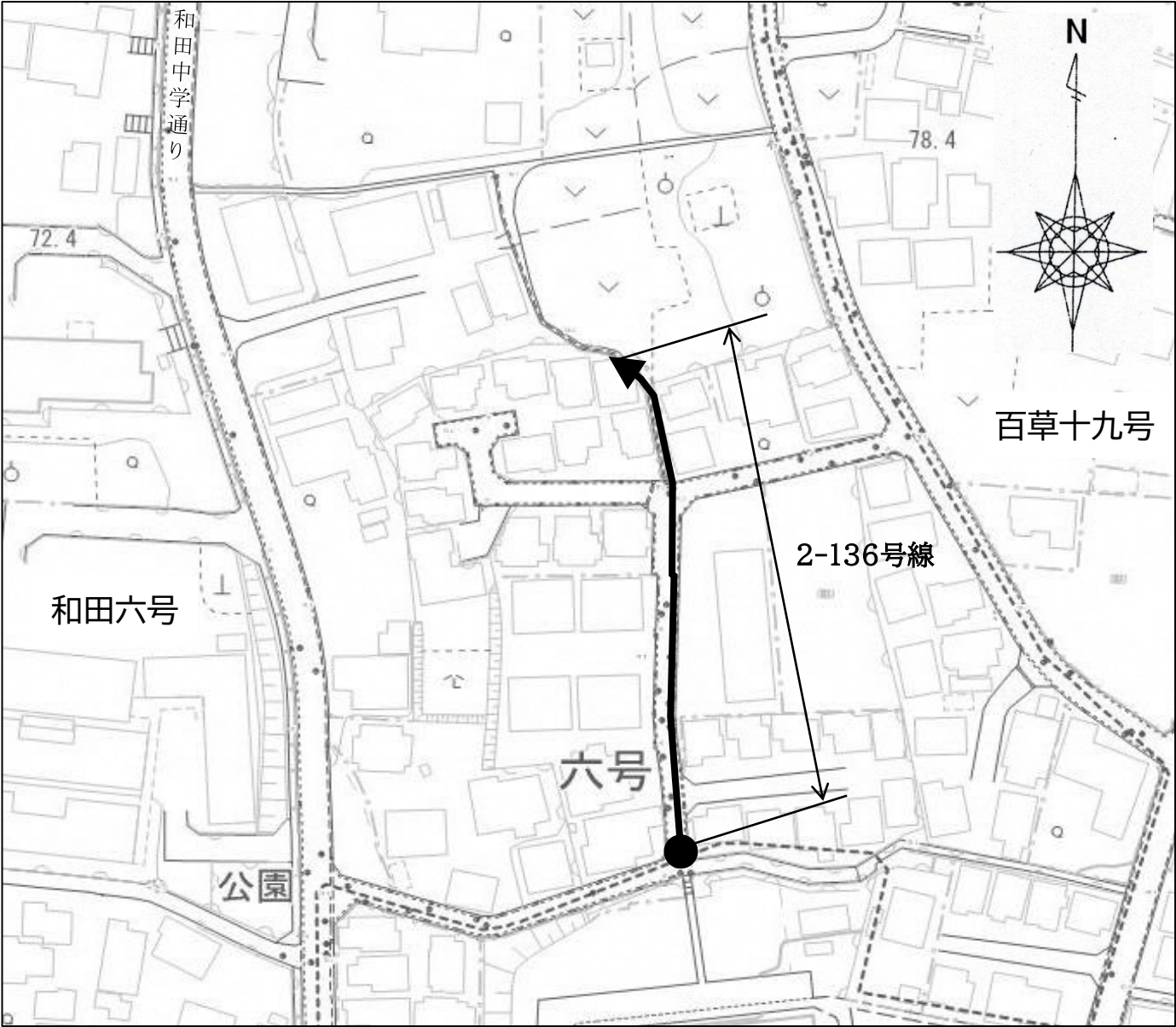
道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、下記の路線を市道路線として認定する。

記

認定路線

整理 番号	路 線 名	起 点 ・ 終 点		備 考
1	2 - 1 3 6 号 線	起 点	和 田 5 0 5 番 3 地 先	
		終 点	和 田 4 9 6 番 1 8 地 先	

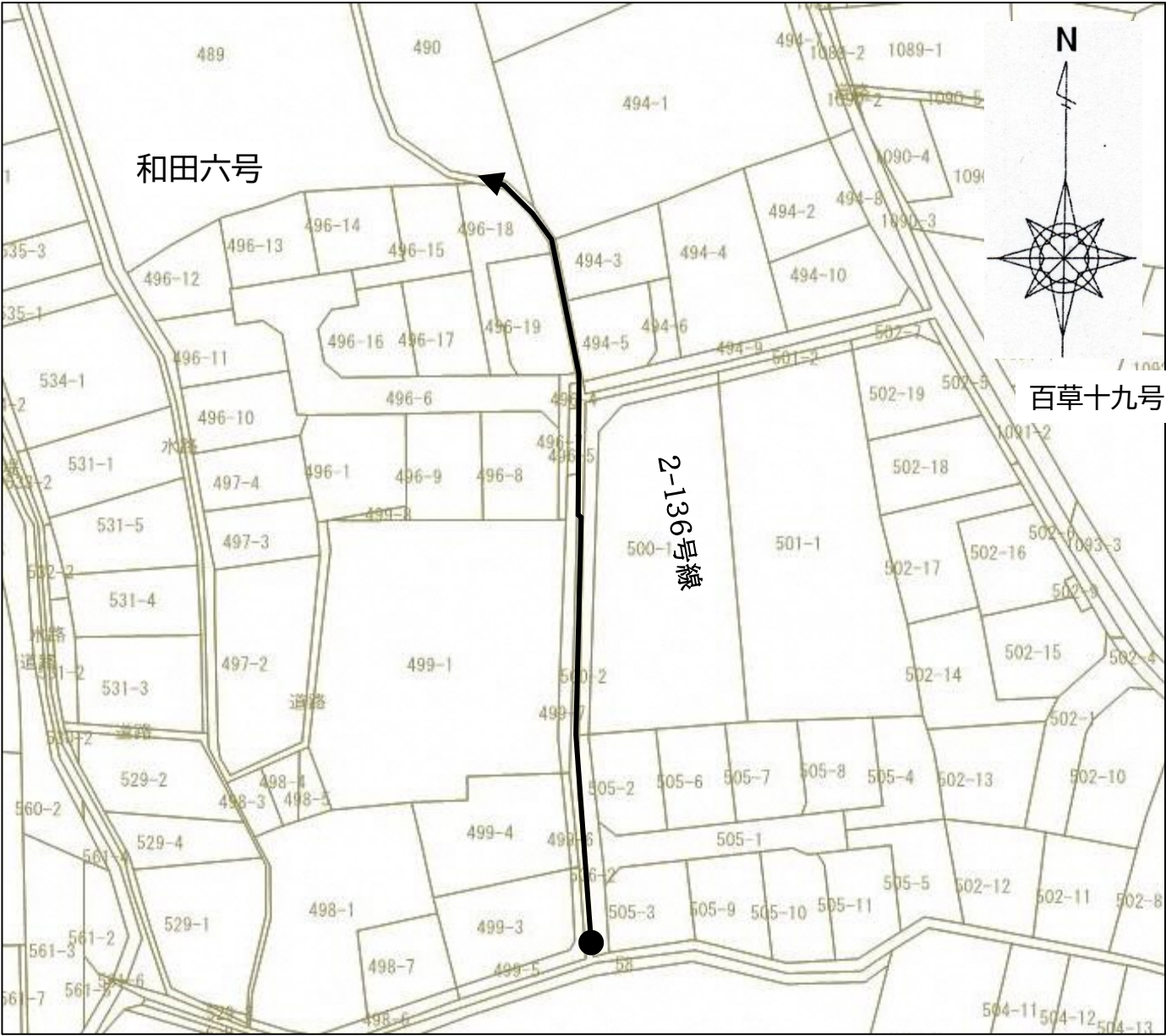
2-136号線



凡	例
起点	
終点	

認定路線土地所在図

2-136号線



縮尺 1:800

凡	例
起点	
終点	

第 8 3 号議案

多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用
に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 2 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用
に関する条例の一部を改正する条例

多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条
例（平成 2 7 年多摩市条例第 6 0 号）の一部を次のように改正する。

別表 5 の項第 2 0 号中「妊産婦の訪問指導」の次に「、産後ケア事業の実施」
を加え、同項第 2 3 号中「又は特例給付」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 8 4 号議案

多摩市みんなの笑顔が広がる歯と口の健康を推進する条例の制定
について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 2 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市みんなの笑顔が広がる歯と口の健康を推進する条例

多摩市では、市民の誰もが健康で、それぞれに生きがいを感じ、安全・安心に暮らすことができ、子どもから高齢者まで、誰もが幸せを実感できる健幸都市を目指しています。

歯と口には、食べる、飲み込む、話すなど、私たちが健やかで幸せに生きていくためにとても大切な役割があります。歯と口の健康は、全身の健康にもつながるため、むし歯や歯周病などの歯科疾患の予防、自分の口でしっかり噛んで食べるための口腔機能の獲得、維持及び向上などに取り組むことが大変重要です。

こうした取組は、むし歯や歯周病になってから始めるのではなく、生まれてから人生を全うするまで、生涯にわたって続けていくことが必要であり、家庭だけではなく、学校、職場、地域などにおいて集団で取り組むことや、かかりつけ歯科医を持って定期的に専門的なケアを受けることが大切です。

このため、私たちは、市民一人ひとりが正しい知識を持ち、歯と口の健康のための取組を行うことを促進するとともに、多摩市や歯科医師等を始めとして、保健、医療、社会福祉、労働衛生及び教育に関係する者、事業者、医療保険者など、社会全体で協力し、誰一人取り残さない歯と口の健康のための取組を推進するため、この条例を制定します。

（目的）

第 1 条 この条例は、歯と口腔^{くわう}の健康が全身の健康を保持し、及び増進し、並びに健康格差の縮小及び健康寿命の延伸を図る上で重要な役割を果たしていることに鑑み、歯科口腔保健（歯科疾患の予防等による歯と口腔の健康の保持をいう。以下同じ。）の推進に関する基本理念を定め、市民、保健、医療、

社会福祉、労働衛生及び教育に関係する者並びに事業者及び医療保険者それぞれの役割並びに歯科医師等及び多摩市（以下「市」という。）の責務を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ効果的に推進し、もって市民の誰もが健やかで幸せを実感できる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 多摩市の区域内（以下「市内」という。）に居住し、在勤し、又は在学する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業を行う者であつて、労働者を使用して当該事業を行うものをいう。
- (3) 医療保険者 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第2項に規定する保険者をいう。
- (4) 歯科医師等 歯科医療等業務（歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号。以下「法」という。）第4条に規定する歯科医療等業務をいう。以下同じ。）に従事する者及びこれらの者により構成される組織をいう。
- (5) かかりつけ歯科医 市民が定期的に歯科に係る健康診査（以下「歯科健診」という。）を受け、継続的に口腔衛生管理を受け、又は必要に応じて歯科医療及び歯科保健指導を受ける歯科医師又は医療機関をいう。
- (6) 歯と口腔 歯及び口唇、歯肉、頬、舌、唾液腺等から構成される器官をいう。

（基本理念）

第3条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、市民の誰もが健やかで幸せを実感できる社会の実現に寄与できるよう次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 市民が生涯にわたって歯科疾患の予防並びに口腔機能の獲得、維持及び向上に自主的に取り組むことを促進すること。
- (2) 乳幼児期から高齢期までの年齢に応じた歯と口腔の特性及び多様な生活環境、社会環境等を踏まえ、適切かつ効果的に歯科口腔保健に係る取組を推進すること。
- (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連する分野の施策との有機的な連携を図りつつ、それらの関係者の協力を得ながら、総合的に歯科口腔保健に係る取組を推進すること。

（市民の役割）

第4条 市民は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯と口腔に関する知識及び理解を深め、当該知識を正しく活用できる能力の向上に努めるとともに、生涯にわたって家庭、地域及び職域並びにかかりつけ歯科医における歯科疾患の予防並びに口腔機能の獲得、維持及び向上に自主的に取り組むよう努めるものとする。

（保健、医療、社会福祉、労働衛生及び教育に関係する者の役割）

第5条 保健、医療、社会福祉、労働衛生及び教育に関係する者（歯科医師等を除く。以下「保健医療等関係者」という。）は、基本理念にのっとり、それぞれの業務において市民の歯科口腔保健の推進を図るとともに、市、歯科医師等及び他の保健医療等関係者と緊密に連携し、協力するよう努めるものとする。

（事業者及び医療保険者の役割）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、使用する労働者の歯科口腔保健の推進を図るため、当該労働者が定期的に歯科健診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることができるよう、職場環境の整備その他の必要な配慮をするとともに、市の施策に協力するよう努めるものとする。

2 医療保険者は、基本理念にのっとり、被保険者が定期的に歯科健診及び歯科保健指導を受ける必要性について周知し、その促進に努めるものとする。

（歯科医師等の責務）

第7条 歯科医師等は、基本理念にのっとり、良質かつ適切な歯科医療等業務を行うほか、歯科口腔保健に関する知識の普及啓発その他の歯科口腔保健の推進に必要な取組を行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、歯科医師等は、基本理念にのっとり、市及び保健医療等関係者との緊密な連携を図り、適切にその業務を行うとともに、市及び保健医療等関係者が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するものとする。

（市の責務）

第8条 市は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施しなければならない。

2 市は、基本理念にのっとり、歯科医師等、保健医療等関係者、事業者、医療保険者等と連携し、及び協力して歯科口腔保健を推進するものとする。

（基本的施策）

第9条 市は、東京都、歯科医師等、保健医療等関係者、事業者、医療保険者等と連携を図りつつ、歯科口腔保健を推進するため、次に掲げる施策を実施

するものとする。

- (1) 市民自らが行う口腔ケアの適切な方法その他の歯科口腔保健についての正しい知識の普及啓発に関する施策
- (2) 定期的な歯科健診の受診の促進並びにかかりつけ歯科医による専門的な口腔衛生管理及び必要に応じた歯科保健指導を定期的かつ継続的に受けることの普及啓発等に関する施策
- (3) 乳幼児期から高齢期までの年齢に応じた歯科疾患の罹患^リ及び重症化の予防に関する施策
- (4) 地域及び職域における集団での歯科口腔保健に関する取組、健康増進事業（健康増進法（平成14年法律第103号）第4条に規定する健康増進事業をいう。）、食育の推進その他の歯科口腔保健の推進に関する施策
- (5) 障がい者、介護を必要とする者その他歯科口腔保健に関し特別の配慮を要する者が定期的に歯科健診を受け、必要に応じて歯科医療及び歯科保健指導を受けることができるようにするために必要な施策
- (6) 災害時における歯科医療体制の整備、歯と口腔に係る健康被害の予防等に関する施策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、歯科口腔保健の推進に関し必要な施策（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、多摩市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第 8 5 号議案

多摩市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 2 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市国民健康保険条例の一部を改正する条例

多摩市国民健康保険条例（昭和 3 4 年多摩市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 4 号を次のように改める。

(4) 国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 4 2 条第 1 項第 4 号の規定が適用される者である場合 1 0 分の 3

第 7 条第 2 項中「含む」の次に「。次条第 2 項において同じ」を加える。

第 8 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

第 1 4 条中「（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）」を削り、「第 9 項」を「第 5 項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に、「その者」を「、その者」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。ただし、第 5 条第 4 号の改正規定、第 7 条第 2 項の改正規定及び第 8 条に 1 項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行

に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和６年政令第２６０号）第９条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第 8 6 号議案

多摩市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 2 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例

多摩市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例（平成 2 7
年多摩市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「第 1 4 0 条の 6 6 第 1 号ロ(2)」を「第 1 4 0 条の 6 6 第 1
号イ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 8 7 号議案

多摩市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 2 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例

多摩市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成 2 7 年多摩市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 1 号中「第 1 4 0 条の 6 6 第 1 号ロ(2)」を「第 1 4 0 条の 6 6 第 1 号イ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 88 号議案

多摩市特定疾病者福祉手当条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 2 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市特定疾病者福祉手当条例の一部を改正する条例

多摩市特定疾病者福祉手当条例（昭和 53 年多摩市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「）は」の次に「、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 5 条の規定により多摩市が備える住民基本台帳に記録されている者のうち、規則で定める特定疾病にり患しているものであって」を加え、「に掲げる要件を備えている」を「のいずれかに該当する」に改め、同項第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

- (1) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 7 条第 4 項の規定による医療受給者証の交付を受けている者（その保護者が当該医療受給者証の交付を受けている場合を含む。）
- (2) 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成 12 年東京都規則第 94 号。以下「都規則」という。）第 6 条の規定による医療券の交付を受けている者

第 2 条第 1 項に次の 1 号を加える。

- (3) 前 2 号に掲げる者に準ずる者として規則で定める者

第 4 条中「市長」を「多摩市長（以下「市長」という。）」に改める。

第 5 条中「をした日」の次に「又は支給認定効力等開始日（認定に係る特定疾病について、第 2 条第 1 項第 1 号に該当する者にあつては法第 7 条第 5 項に規定する支給認定の効力を生ずる日、第 2 条第 1 項第 2 号に該当する者にあつては都規則第 8 条第 1 項に規定する助成開始日、第 2 条第 1 項第 3 号に該当する者にあつては規則で定める日、同項各号の 2 以上に該当する者にあつてはそのうちいずれか早い日をいう。）のいずれか遅い日」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。